

	御意見の概要		御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	<p>(1)別添1の資料では、分子量1,000未満の成分の含有量が1%以下であるものに限るとされてきましたが、これらの付加重合型のポリマーは、分子量が大きくて揮発し難い高分子になっていても、使用環境での太陽光、放射線、機械的せん断力、加温、触媒による反応、酸・アルカリ・酸化・加水分解、などで揮発しやすい低分子に戻りやすく、その性質はケミカルリサイクルに適用されているほどです。製造流通が各物質では多量でなくても、既に流通しているものと合わせると、イソシアネート類の合計、ニトリル類の合計が環境での人健康に長期的に影響しないとは断じ難く、慎重に評価し管理していただくのが国民資質の保持と医療衛生費用節減のためには必要ではないかとご一考をお願いします。</p> <p>(2)従来の化学物質管理の基礎には、個々の化合物の健康影響研究調査結果が参考にされてきましたが、他の物質と組み合わせる製品の形になった時に、どのような挙動をしてどのような影響を持つかというこの研究調査の情報は殆ど知られていません。製品となったものを使用環境で長期暴露した研究調査も実施していただきたく、ご一考をお願いします。</p>	<p>(1)今回追加する化学物質は、高分子フローズキーム試験を行い、主鎖が切断されない等の物理化学的安定性に関するデータ、水や有機溶媒に関する溶解性と低分子成分の含有量データ、化学構造と長期毒性に関する知見等を元に、厚生労働省・経済産業省・環境省の3省合同審議会の意見を聞いて、物質が人や動植物の生体膜を透過せず、長期毒性を発現するものではないことが判定されています。そのため、リスク評価を行う必要性がないと認められる化学物質として、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「化審法」という。)第8条第1項に基づく届出を不要とするものであり、改めて評価を行う必要はないものと考えております。</p> <p>また、モノマーに含まれるイソシアネート基については、重合の際に反応し、高分子化合物中に残存していないことを確認しております。このため、これらの高分子化合物について人健康への影響を確認する必要はないと考えております。</p> <p>なお、各物質について、新たな知見が得られた場合は、届出不要としての妥当性を再度検討することとしております。</p> <p>(2)本告示案に対する意見ではないため回答は差し控えさせていただきます。</p>	
2	化学物質過敏症の患者のためにクリーンルームを各都道府県に作って、確定診断の出来る医師がいるようにしていただきたい。	本告示案に対する意見ではないため回答は差し控えさせていただきます。	
3	<p>届出不要化学物質を追加するという事は、それだけその化学物質の扱いが容易になるということの意味する。つまり、更に化学物質の使用を促進する効果があると思われる。これは、化学物質過敏症患者としては、脅威である。世の中に出回る化学物質が増えれば、相乗効果もあいまって、健康被害が拡大する恐れがある。化学物質過敏症のメカニズムが解明されていない現在、化学物質を世に溢れさせることは、予防原則からすると、危険性の高いことと思われる。届出不要化学物質は追加しないほしいと思う。</p>	<p>今回追加する化学物質は、高分子フローズキーム試験を行い、主鎖が切断されない等の物理化学的安定性に関するデータ、水や有機溶媒に関する溶解性と低分子成分の含有量データ、化学構造と長期毒性に関する知見等を元に、厚生労働省・経済産業省・環境省の3省合同審議会の意見を聞いて、物質が人や動植物の生体膜を透過せず、長期毒性を発現するものではないことが判定されています。そのため、リスク評価を行う必要性がないと認められる化学物質として、化審法第8条第1項に基づく届出を不要とするものであり、改めて評価を行う必要はないものと考えております。</p> <p>なお、各物質について、新たな知見が得られた場合は、届出不要としての妥当性を再度検討することとしております。</p>	
4	<p>【意見1】ポリマー化合物の中には、構成モノマーだけでなく、重合などの製造工程で添加される様々な化学物質が残留しており、使用中だけでなく、廃棄後に有害物質が環境中に放出されることはないか。また、使用される製品中のポリマーの粒径は、さまざまであり、当初から、ナノ、マイクロレベルの微粒状態にあったり、使用中に微細化し、環境中にナノ、マイクロレベルとして存在してすることはないか。さらに、使用、廃棄の過程で、加熱や燃焼、光、水、酸素、微生物により、ポリマーが分解して、構成組成物や新たな化学物質が生成することはないか。</p> <p>【意見2】別添1にある下記物質について、指定解除を再考されたい。 (1)塩素、フッ素を含む物質として、6-3462ら11成分 理由 加熱燃焼などにより有害なダイオキシン類やフッ素化合物が生成しないか確認すべきである。 (2)イソシアネート系構造を有する物質 6-3466など20成分 理由 当該ポリマーや分解生成物が有害なイソシアネートとして、人に作用しないか確認すべきである。</p>	<p>【回答1】今回追加する化学物質は、高分子フローズキーム試験を行い、主鎖が切断されない等の物理化学的安定性に関するデータ、水や有機溶媒に関する溶解性と低分子成分の含有量データ、化学構造と長期毒性に関する知見等を元に、厚生労働省・経済産業省・環境省の3省合同審議会の意見を聞いて、物質が人や動植物の生体膜を透過せず、長期毒性を発現するものではないことが判定されています。そのため、リスク評価を行う必要性がないと認められる化学物質として、化審法第8条第1項に基づく届出を不要とするものであり、改めて評価を行う必要はないものと考えております。</p> <p>なお、各物質について、新たな知見が得られた場合は、届出不要としての妥当性を再度検討することとしております。</p> <p>【回答2】(1)廃棄物として焼却処理を行う際の意見と考えられ、本告示案に対する意見ではないため、回答は差し控えさせていただきます。 (2)モノマーに含まれるイソシアネート基については、重合の際に反応し、高分子化合物中に残存していないことを確認しております。このため、これらの高分子化合物について人健康への影響を確認する必要はないと考えております。</p>	